

静岡駅前地下駐車場、四日市地下駐車場
及び松山地下駐車場における要件

1. 静岡駅前地下駐車場

《駐車場の概要》

「静岡駅前地下駐車場」は、JR静岡駅周辺の慢性的な駐車場不足を解消し、道路交通の円滑化等を図ることを目的として、静岡市が事業主体である「静岡駅北口地下駐車場」と一体的に計画・整備されたものである。

両駐車場は、機械式駐車設備以外の施設を三者（国・機構・静岡市）で共有しており、共有する部分の持分割合は、国及び機構が50%、静岡市が50%となっている。また、機械式駐車設備は、全4基のうち2基（駐車台数200台）は国及び機構、2基（駐車台数200台）は静岡市の所有となっている。

1) 管理運営方法

両駐車場の管理運営にあたっては、国及び機構が所有する2基の機械式駐車設備については国及び機構が、静岡市が所有する2基の機械式駐車設備については静岡市がそれぞれ費用を負担し、三者で共有する部分については、国及び機構と静岡市で2分の1ずつ費用を負担している。本事業においても、これまでと同様の方法で、国及び事業者、静岡市で費用を負担するものとする。

また、両駐車場は、機械式駐車設備以外の施設を三者で共有しており一体的な管理運営が必要なことから、これまで、機構と静岡市は、両駐車場の現場管理業務を共同で静岡市が毎年度競争入札方式で選定する民間事業者へ委託してきた。本事業においても、これまでと同様に、現場管理業務について、静岡市と共同して静岡市が選定する民間事業者へ委託すること。なお、平成25年3月31日までの期間については、機構と静岡市が民間事業者との間で締結する業務委託契約を引継ぐこと。

2) 駐車料金収入

国及び機構が所有する機械式駐車設備(駐車台数200台)の駐車料金収入は機構の収入に、静岡市が所有する機械式駐車設備(駐車台数200台)の駐車料金収入は静岡市の収入としている（車両の誘導にあたっては、各機械式駐車設備への入庫台数に不釣り合いが生じないようにしている）。

本事業においても、これまでと同様の方式で、国及び事業者が所有する機械式駐車設備の駐車料金収入は事業者の収入に、静岡市が所有する機械式駐車設備の駐車料金収入は静岡市の収入とするものとする。なお、各機械式駐車設備への入庫台数に不釣り合いが生じないように、車両の誘導方法、回数券の販売方法等について、国及び事業者と静岡市において協議するものとする。

3) 駐車料金の変更

両駐車場は一体の駐車場として利用されているため、両駐車場の駐車料金は同一となっており、「静岡駅前地下駐車場」の駐車料金を変更するためには、静岡市においても所要の手続きが必要となる。

静岡市においては、静岡市駐車場条例において駐車料金の上限となる金額を、また、駐車場条例施行規則において駐車料金を、それぞれ定めているため、駐車料金を変更

する場合は、静岡市において、当該条例又は施行規則を改正する必要がある。

4) 供用時間の変更

両駐車場は、一体の駐車場として利用されているため、両駐車場の供用時間は同一となっており、「静岡駅前地下駐車場」の供用時間を変更するためには、静岡市においても所要の手続きが必要となる。

静岡市においては、静岡市駐車場条例において供用時間を定めているため、供用時間を変更する場合は、静岡市において、条例を改正する必要がある。

5) 管理協議会の設置

両駐車場の効率的な管理運営について調整・協議することを目的として、機構と静岡市で「エキパ管理協議会」を設置してきており、本事業においても同様に、事業者と静岡市で協議会を設置すること。

2. 四日市地下駐車場

《駐車場の概要》

「四日市地下駐車場」は、四日市中心市街地の慢性的な駐車場不足解消と中心市街地活性化を目的として、(株)ディア四日市が事業主体である「四日市中央通り地下駐車場」と一体的に計画・整備されたものである。(両駐車場を総称して「くすの木パーキング」という。)

両駐車場は、入出庫口を共用しているほか、「四日市地下駐車場」に設置されている中央監視室において両駐車場の入出庫状況、場内モニター画像等の情報を一体的に管理している。

1) 管理運営方法

「四日市地下駐車場」と「四日市中央通り地下駐車場」は、一体的に計画・整備され、入出庫口を共用しているほか、「四日市地下駐車場」に設置されている中央監視室において両駐車場の入出庫状況、場内モニター画像等の情報を一体的に管理していることから、これまで機構は、管理運営業務のうち所要の業務を(株)ディア四日市に業務委託している。

本事業においても、これまで機構が「四日市地下駐車場」の管理運営業務を(株)ディア四日市に委託してきた経緯と管理運営の実態を踏まえ、事業者の行う業務のうち所要の業務は(株)ディア四日市に委託するものとし、その詳細については、事業者が別途(株)ディア四日市と協議を行うこと。

2) 駐車料金収入

時間貸駐車料金については、それぞれの駐車場の駐車車両の車室滞留時間（両駐車場の車室滞留時間の合計からそれぞれの定期貸車両の利用時間を除いたもの）の比により両駐車場の駐車料金収入の合計を按分し、それぞれ機構と(株)ディア四日市の収入としている。また、定期貸駐車料金については、それぞれの駐車場の精算機を利用した定期貸車両の利用時間の比により両駐車場の駐車料金収入の合計を按分し、それぞれ機構と(株)ディア四日市の収入としている。本事業においても、これまでと同様の方式で、駐車料金収入を事業者と(株)ディア四日市で按分するものとする。

3) 駐車料金の変更

両駐車場は一体の駐車場として利用されているため、両駐車場の駐車料金は同一となっており、「四日市地下駐車場」の駐車料金を変更するためには、「四日市中央通り地下駐車場」の料金も同様に変更する必要がある。

このため、駐車料金を変更する場合は、5)に示す「くすの木パーキング運営協議会」に諮り関係者間で調整する必要がある。

4) 供用時間の変更

両駐車場は一体の駐車場として利用されているため、両駐車場の供用時間は同一となっており、「四日市地下駐車場」の供用時間を変更するためには、「四日市中央通り

地下駐車場」の供用時間も同様に変更する必要がある。

このため、供用時間を変更する場合は、5) に示す「くすの木パーキング運営協議会」に諮り関係者間で調整する必要がある。

5) 管理協議会への参加

両駐車場の効率的な管理運営について調整・協議することを目的として、四者（国・四日市市・機構・（株）ディア四日市）で「くすの木パーキング運営協議会」を設置してきており、本事業においても、事業者は同様に本協議会へ参加すること。

3. 松山地下駐車場

《駐車場の概要》

「松山地下駐車場」は、松山市役所周辺市街地の駐車場不足解消を目的として、国、機構及び松山市の三者により共同で計画・整備されたものであり、国及び機構の持分は60.6%、松山市の持分は39.4%となっている。

なお、本事業における対象施設は、「松山地下駐車場」のうち国及び機構の所有分である。

1) 管理運営方法

「松山地下駐車場」の管理運営にあたっては、要する費用（大規模修繕、災害復旧を含む）の290分の200を国及び機構が、290分の90を松山市がそれぞれ負担している。本事業においても、これまでと同様の割合で、国及び事業者、松山市で費用を負担するものとする。

また、本駐車場は、三者で共有する一体の駐車場であり一体的な管理運営が必要なことから、これまで、松山市は、指定管理者制度により機構に松山市の費用負担に係る部分の管理運営を委託してきた。本事業においても、これまでと同様に一体的な管理運営を行う予定である。

なお、松山市の費用負担に係る部分については、別途、松山市において手続きがなされることとなるが、松山市では指定管理者制度について、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度^{*}を導入する予定である。

※松山市の指定管理者制度の詳細については、松山市都市整備部総合交通課（089-948-6445）に問い合わせること。

2) 駐車料金収入

駐車料金収入は、「松山地下駐車場」全体での料金収入を、200:90の割合で、機構と松山市で按分している。

本事業においても、駐車料金収入の290分の200については、これまでと同様に事業者の収入とするものとする。また、松山市では指定管理者制度について、地方自治法第224条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を導入する予定であり、その場合には、駐車料金収入の290分の90は指定管理者の収入となる予定である（指定管理者は、当該収入のうち一定額を松山市に納付）。

3) 駐車料金の変更

本駐車場は、三者が共有する一体の駐車場であることから、駐車料金を変更するためには、松山市においても所要の手続きが必要となる。

松山市においては、松山市駐車場条例において駐車料金の上限となる金額を、また、松山市駐車場条例施行規則において駐車料金を、それぞれ定めているため、駐車料金を変更する場合は、松山市において、当該条例又は施行規則を改正する必要がある。

4) 供用時間変更

本駐車場は、三者が共有する一体の駐車場であることから、供用時間を変更するためには、松山市においても所要の手続きが必要となる。

松山市においては、松山市駐車場条例施行規則において供用時間を定めているため、供用時間を変更する場合は、松山市において、当該施行規則を改正する必要がある。